

表 「大連市ソフトウェア・情報サービス業の発展を支援する若干の政策」の内容

	分野	奨励策
1	イノベーションへの応用と産業化の推進を支援	<p>①重点分野を選定し、企業イノベーションセンターおよび技術連盟に関する計画を実施する。認定されたイノベーションセンターまたは技術連盟に対し、認定後の当該企業の研究開発への資金投入、プロジェクト成果および利益増加の状況に基づき、100万～500万元の奨励金を支給。</p> <p>②独自の知的財産権を有するソフトウェア製品の普及を支援し、企業が当該製品の独自の知的財産権の取得後1年以内の販売契約の累計額に基づき最高500万元の奨励金を支給。</p> <p>③重点分野を選定し、試験的にモデルプロジェクトを実施する。プロジェクト建設に参画する企業に対し、50万～200万元の奨励金を支給。</p>
2	企業の発展と拡張を支援	<p>④一定規模以上の水準(注1)に新規に到達した企業に対し、3年間、当該企業のソフトウェア事業の販売収入の年成長率に基づき、10万～30万元の奨励金を支給。</p> <p>⑤ソフトウェア事業の販売額が3,000万元以上の企業に対し、最高200万元の奨励金を支給する。奨励金の金額は、当該企業の納税増加額の50%を超えないものとする。</p> <p>⑥急成長する企業に対し、3年間連続で以下の支援をする。</p> <p>(1) 最高300万元の奨励金を支給する。奨励金の金額は、当該企業の納税増加額の70%を超えないものとする。</p> <p>(2) 所在区政府は、当該企業の生産経営用地の実際の使用面積に基づき、3,000平方メートルを上限に、用地賃貸料の少なくとも50%を補助金として支給。</p> <p>(3) 企業が投資機構から株式を取得した場合、当該年の実際の投資額に基づき、最高500万元の奨励金を支給。</p> <p>⑦産業集積区が企業コスト削減策の制定することを支援し、必要となる資金を市と当該区政府が1:1の割合で分担する。</p>
3	企業誘致と重大なプロジェクトの建設を支援	<p>⑧国内外の重点企業が大連市において法人または地域本部を設立することを支援する。実際の投資額が2,000万元以上5,000万元未満、5,000万元以上1億元未満、1億元以上の企業に対し、認定後、それぞれ200万元、300万元、500万元の奨励金を支給。地域本部を設立する場合、それぞれ200万元の奨励金を追加で支給。</p> <p>⑨重点分野の重大なプロジェクトの建設を支援し、投資額が5,000万元を超える新規プロジェクトに対し、500万～5,000万元の補助金を支給するとともに、プロジェクトの実際の必要性に基づき、一定の株式投資により支援。</p>
4	公共サービスプラットフォームの建設と運営を支援	<p>⑩市レベルおよび市レベル以上の政府の認可を経た公共サービスプラットフォームに対し、当該年のソフトウェアおよびハードウェアの投資額に基づき、最高500万元の補助金を支給するとともに、当地企業向け優遇価格の状況に応じ、最高300万元の補助金を支給する。</p> <p>先進的な技術を有する企業が開かれたイノベーション・プラットフォームを建設することを支援し、サービスを利用した企業数とその効力に相応する市場価格総額(注2)に基づき、最高2,000万元の補助金を価格優遇に対する補助として支給。</p>
5	人材業務の支援	<p>⑪企業が不足する人材を導入する際は、「大連市高度人材のイノベーション・創業を支援する若干の規定」[大委発(2015)8号]に基づき、実施する。</p> <p>⑫企業の従業員の年間純増数および経営指標の伸びの状況に応じ、従業員の純増人数に応じて、1人当たり1万元以上を基準として、企業の人材業務に対する補助金を支給する。補助金は、人材の導入、教育、奨励などのみに用いることができる。</p>

(注1) その年の主な業務による売上が500万元以上の企業。

(注2) プラットフォームを利用した企業の数とプラットフォームが提供したサービスの定価総額を指す。

(出所) 「大連市ソフトウェア・情報サービス産業の発展を支援する若干の政策」